



発行 東京都

目次

28

規則

- 東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…一
 - 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…一
 - 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則……………（同）…一
 - 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…二
 - 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 訓令
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…三
 - 非常参集訓練に参加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部改正……………（同）…四

規則

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百号

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

東京都における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成二十八年東京都規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則第二項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中 「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所」を「公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所」に改める。

別表中 公益財団法人城北労働・福祉センター

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則の一部を
改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職を定める規則(昭和四十年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二本局の項中「及び課長代理(コンプライアンス推進担当)」を、「課長代理(コンプライアンス推進担当)及び課長代理(コンプライアンス監理担当)」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「の各号」を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により母子保健健診休暇を承認されている場合

三 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により妊婦通勤時間を承認されている場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第四号」を「第十五条第二項第六号」に改める。

附則第二項第一号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三

千円」に改め、同項第三号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第四号及び第五号中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第五項中「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年東京都条例第六十二号)による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第二項第一号から第五号まで及び附則第五項の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に掲げる改正規定による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)附則第二項第一号から第五号までの規定は、令和三年一月八日(以下「適用日」という。)から適用する。(経過措置)

3 適用日前に附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正前の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)附則第二項各号に規定する業務に従事したことにより支給することとなった給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

4 改正後の規則附則第二項第一号及び第二号の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の内払)
5 改正前の規則附則第二項の規定により給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を支給された職員で、改正後の規則附則第二項の規定により給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第二項の規定により支給された給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬は、改正後の規則附則第二項の規定による給与条例第十三条に

規定する特殊勤務手当に相当する報酬の内払とみなす。

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四百号

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第六項中「東京都職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年東京都条例第六十二号)による改正後の」を削る。

別表1の部(1)の項イ中「外事第三課」の下に「、外事第四課」を加える。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第五項第一号及び第二号並びに附則第六項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に掲げる改正規定による改正後の警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。) 附則第五項の規定は、令和三年一月八日(以下「適用日」という。) から適用する。

(経過措置)

3 適用日前に附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正前の警視庁職員の特務勤務手当に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(爆発物等処理手当の内払)

4 改正前の規則附則第五項の規定により爆発物等処理手当を支給された職員で、改正後の規則附則第五項の規定により爆発物等処理手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第五項の規定により支給された爆発物等処理手当は、改正後の規則附則第五項の規定による爆発物等処理手当の内払とみなす。

訓令

●東京都訓令第十二号

支 庁 中 一 般
事 業 所
収 用 委 員 会 事 務 局
勞 働 委 員 会 事 務 局

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第一条の三中「本庁職場(東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)以下「組織規程」という。) 第八条第一項に定める本庁の局の分課、組織規程第三十一条に定める本庁行政機関のうちその所在地が新宿区西新宿二丁目八番一号にある機関、労働委員会事務局及び収用委員会事務局に属する職員の勤務する場所をいう。以下同じ。)のうち、」を「職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員の勤務する職場以外の職場並びにその他の職場で始業及び終業の時刻について職員が申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められるものとして」に改める。

第二条の二中「組織規程」を「東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)」に改め、「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時から午後三時 四十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型（午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）又は午後休憩型（正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前七時三十分から午後四時十五分まで	
午前八時から午後四時四十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型（午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）又は午後休憩型（正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型（午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）又は午後休憩型（正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、総務局長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型（午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）又は午後休憩型（正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。以下同じ。）のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前十時三十分から午後七時十五分まで	
午前十一時から午後七時四十五分まで	午後一時から午後二時まで。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十三号

非常参集訓練に参加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成七年東京都訓令第九十八号）の一部を次のように改正する。

庁 中 一 般
 支 部 庁
 事 業 所
 取 用 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条中「、規程第二条第一項の規定にかかわらず」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、規程第二条第一項の規定により同表と同じ正規の勤務時間の割振りの指定を受けた職員及び同条第二項に規定する職員については、この限りでない。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

行 東 京 都
 東京都市政局
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

